

短期入所事業の概要及び人員、設備に関する基準等

1 短期入所事業の概要等について

(1) 短期入所事業の概要

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うものです。

障害福祉サービスの事業所として指定を受けるためには、法人であること等の要件がありますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等を確認の上、事業所の開設をご検討ください。(指定の要件については、「指定申請にあたっての注意事項及び受付スケジュール」を参照してください。)

(2) 事業計画について

障害福祉サービス事業を実施するためには、人員及び設備の基準を満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って事業運営を実施できることが条件となります。

事前協議を行う前に必ず次の掲げる運営に関する基準をお読みいただき、基準どおり事業の実施が可能かどうかご判断の上、サービスの開設をご検討ください。

- ①大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平24.11.1 大阪府条例第107号)
- ②大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平24.11.1 大阪府条例第110号)
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平18.12.6 障発第1206001号)

(3) 事業所の類型

・併設事業所

指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設(以下「指定障害者支援施設等」という。)に併設され、当該指定障害者支援施設等と一体的に指定短期入所の運営を行う事業所

・空床利用型事業所

指定障害者支援施設等の、利用者に利用されていない全部又は一部の居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所

・単独型事業所

併設事業所及び空床利用型事業所以外の施設であって、利用者に利用されていない居室において指定短期入所の事業を行う事業所

2 人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する配置基準

類型	条件	職種	配置基準
共通		管理者	・原則専らその職務に従事する者1名
併設事業所 及び 空床利用型事業所	指定障害者支援施設等※1（入所によるものに限り指定宿泊型自立訓練事業所等※2を除く。）である当該施設が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合	従業者	当該施設の利用者の数及び併設又は空床利用型の指定短期入所事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
	指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合	従業者	①又は②に掲げる時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ① 指定短期入所と同時に当該施設に係るサービスを提供する時間帯 当該施設の利用者の数及び併設又は空床利用型の指定短期入所事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ② 指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げる時間帯を除く。） 生活支援員又はこれに準ずる従業者を、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上、利用者の数が7名以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6名を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
単独型事業所	指定生活介護事業所等※3において指定短期入所の事業を行う場合	従業者	①又は②に掲げる時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ① 指定生活介護事業所等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型の指定短期入所事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ② 指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げる時間帯を除く。） 生活支援員又はこれに準ずる従業者を、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上、利用者の数が7名以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6名を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置

類型	条件	職種	配置基準
単独型事業所	指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合	従業者	生活支援員又はこれに準ずる従業者を、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上、利用者の数が7名以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6名を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置

※1 指定障害者支援施設等

… 指定障害者支援施設、児童福祉施設その他入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設

※2 指定宿泊型自立訓練事業所等

… 指定自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練を行うものに限る。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所

※3 指定生活介護事業所等

… 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所及び指定障害児通所支援事業所

【注意事項】

- ① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。※ 育児・介護休業法により勤務時間短縮されている場合は例外あり。

(2) 設備に関する基準

類型	設備	内容
併設事業所	設備全般	指定障害者支援施設等の併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。 ただし、当該併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することはできない。
空床利用型事業所	設備全般	居室を利用する指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。
単独型事業所	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの居室の定員は4人以下 ・地階に設けてはならない ・利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き8㎡以上 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供に支障がない広さを有すること ・必要な備品を備えること
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること
	洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたものであること
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたものであること
	消火設備その他非常災害に際して必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法その他の関係法令等に規定された設備を設置すること。

(3) その他の留意事項

- ① 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気、適温調整等、利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものであること。
- ② 緊急時、非常災害時の対策として、安全な避難手段、経路を確保すること。
- ③ 事業を実施するにあたっては、当該建物が都市開発法、建築基準法、消防法等の法令に適合している必要があります。
- ④ 便所等、利用者が1人になるか、その可能性が高いスペースには、緊急呼び出しを設置することが望ましいです。
- ⑤ 設備等に関する使用権原を確保すること。土地、建物等については、短期入所事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得（例えば賃貸借契約の締結）が行われていることが確認できるものに限りませう。